

浜田市告示第 45 号

浜田市農用地保全事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市農用地保全事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市農用地保全事業補助金交付要綱（令和 3 年浜田市告示第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を削り、同条第 4 号ウを削り、同号を同条第 3 号とし、同条中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(6) 農地維持支援事業

ア 離農農業者支援事業

イ 後継農業者支援事業

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 11 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 4 号ア及びイ」を「第 2 条第 3 号ア及びイ」に改める。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

別表 2 の部鳥獣被害防止モデル集落育成事業の項中「令和 7 年度」を「令和 10 年度」に改め、同表 3 の項を削り、同表 4 の部水田等放牧推進事業の項を削り、同表中 4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とし、同表に次のように加える。

6 農地維持支援事業	離農農業者支援事業	次の各号に掲げるいずれかの理由により離農し、又は農地の規模を縮小した農業者であって、利用しなくなった農地を、申請日の属する年度内に次項の後継農業者支援事業の補助事業者に引き継ぐもの（認定農業者及び新規就農者を除く。） (1) 高齢（当該農業者が 70 歳以上である場合に限	1 当該利用しなくなった農地の面積が 10 a 以上であること。 2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	10 a 当たり 5,000 円（限度額 5 万円）
------------	-----------	---	--	----------------------------

		る。) (2) 負傷又は疾病 (3) その他市長が 認めるもの		
後継農業 者支援事 業	前項の離農農業者支 援事業の補助事業者 が利用しなくなった 農地を引き続き耕作 する農業者として、 基盤強化法第19条第 1項に規定する地域 農業経営基盤強化促 進計画に記載され、 又は記載される予定 の農業者（認定農業 者及び新規就農者を 除く。）	1 引き続 き耕作す る農地の 経営耕作 面積が10 a以上で あること。 2 当該事 業に対し、 他の同種 の補助金 等の交付 を受けて いないこ と。	10a当たり1 万5,000円 (限度額15 万円)	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月27日から施行する。